

防官文（事）第305号
30.8.30
最終改正 防官文（事）第161号
令和3年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省における不当要求行為等の防止等に関する要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

防衛省における不当要求行為等の防止等に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議における申合せ（平成15年7月29日関係省庁申合せ）に基づき、防衛省に対する不当要求行為等を未然に防止するとともに、職員が適切に処理するために必要な事項を定めることにより、職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な遂行を確保することを目的とする。

(不当要求行為等の定義)

第2 この要綱において不当要求行為等とは、防衛省の事務事業の遂行に対し、暴力団等反社会的勢力が行う違法又は不当な要求その他これらに類する行為をいう。

(不当要求行為等に対する対応の基本)

第3 職員は、一切の不当要求行為等を拒否するものとし、その対応は、組織で行うことを基本とする。

(不当要求行為等防止対策委員会)

第4 不当要求行為等の実態把握、未然防止及び排除を図るため、防衛省に不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 不当要求行為等の実態把握
- (2) 不当要求行為等の防止対策
- (3) 不当要求行為等の防止及び排除に関する指導及び啓発

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 大臣官房長
- (2) 副委員長 大臣官房長が指名する大臣官房審議官
- (3) 委員 大臣官房文書課長
大臣官房会計課長
防衛政策局防衛政策課長
整備計画局防衛計画課長
人事教育局人事計画・補任課長
地方協力局総務課長

4 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、必要に応じて委員を招集し、委員会を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 委員会の庶務は、大臣官房文書課において処理する。

(防衛省不当要求行為等対応責任者)

第5 不当要求行為等に対し、組織としての対応策等を講ずるため、防衛省に防衛省不当要求行為等対応責任者（以下「対応責任者」という。）を置く。

2 対応責任者は、大臣官房文書課長をもって充てる。

3 対応責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者を兼ねる。

(機関等不当要求行為等対応責任者)

第6 機関等ごとに、機関等不当要求行為等対応責任者1名を置く。

2 この要綱において「機関等」とは、次の表の左欄に掲げるものをいい、当該機関等の機関等不当要求行為等対応責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

機関等	機関等不当要求行為等対応責任者
防衛大学校	防衛大学校総務部総務課長
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所	防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部（統合幕僚監部に附置する機関を含む。）	統合幕僚監部総務部総務課長
陸上自衛隊	陸上幕僚監部監理部総務課長
海上自衛隊	海上幕僚監部総務部総務課長
航空自衛隊	航空幕僚監部総務部総務課長
情報本部	情報本部総務部総務課長
防衛監察本部	防衛監察本部総務課長
地方防衛局	地方防衛局総務部総務課長
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房総務官

(委任規定)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細部事項は防衛省本省の内部部局にあっては防衛省不当要求行為等対応責任者が、機関等にあっては機関等不当要求行為等対応責任者が、それぞれ定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。